

日本 TEACCH®公認専門職ネットワーク協会会員規約

第1条(名称)

本会は、日本 TEACCH®公認専門職ネットワーク協会と称する。

第2条(事務所)

本会は、事務所を置くことができる。

第3条(目的)

本会は、TEACCH®自閉症プログラム（ノースカロライナ大学）との密接な連携の下に、その公認専門職である会員相互の交流と研鑽を促進し、TEACCH®アプローチや自閉症研究の世界的動向に関する情報共有等相互扶助活動を行い、さらに、TEACCH®アプローチを正しく日本国内で伝えていく社会的意義を全うすることにその目的を置く。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1) TEACCH®自閉症プログラムとの密接な連携をはかる。
- 2) TEACCH®アプローチや自閉症研究の世界的動向に関する会員間の情報共有および相互研鑽を促進する。
- 3) 会員の更新・更改にかかる手続きおよび検討。
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条(会員および入退会)

本会は正会員、賛助会員、名誉会員から構成される。

- 1) 正会員とは、本会の事業に参画し総会における議決権を有する。日本人または日本在住の者で、ノースカロライナ大学 TEACCH®自閉症プログラムより、TEACCH® Certified Professional として公認された者は、必要な手続きを経たうえで本会正会員となることができる。退会を希望するものは、所定の手続きにより会頭に届け出るものとする。
- 2) 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、ノースカロライナ大学 TEACCH®自閉症プログラムの TEACCH® Certified Professional の取得をめざす者で、別に定める「賛助会員規約」に基づき入退会することができる。賛助会員は本会ホームページの会員ページにアクセスする権利は有しない。また、総会に出席し、議決権を行使することは認められない。
- 3) 正会員・賛助会員ともに2年を超えて会費を納めない場合は、自動退会とする。
- 4) 名誉会員とは、本会および TEACCH®アプローチの普及に特に貢献のあった者で、役員推薦を受け、役員会において名誉会員への就任が妥当と判断された場合に、本人の承諾を得たうえで、役員会が議決する。新たに名誉会員が選出されたときは、総会で報告する。名誉会員は年会費を免除される。総会に出席し、議決権を行使することは認められない。

第6条(役員)

1. 本会には次の役員をおく。

- 1) 会頭 1 名
- 2) 会頭補佐 2 名
- 3) 事務局長 1 名
- 4) 会計 1 名
- 5) 監査 3 名
- 6) 広報 2 名
- 7) Project ECHO Autism Japan 担当会計 1 名

2. 役員は、総会で選任する。

3. 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

4. 本会に名誉会頭、顧問を置くことができる。

名誉会頭、顧問は、役員会の推薦で、本会の運営について意見を求めるため、会頭がこれを委嘱する。

第7条(事務局)

事務局は事務局長が指名する者をもって構成し、会頭との連携により必要な実務を遂行する。

第8条(会頭)

会頭は本会を代表し、TEACCH®自閉症プログラムとの連携の窓口とし、会務を統括する。会頭は、TEACCH®との窓口たり得る資質と実績ある者で、会員の中から互選により選出する。

第9条(会頭補佐)

会頭補佐は、会頭の TEACCH®自閉症プログラムとの連携連絡をモニターし、その透明性を図る。また、会頭が何らかの事情で任を全うできない場合、代行する。

第10条(事務局長)

事務局長は会員の互選によって選出する。

第11条(会計および会計監査)

会計は本会収支に関する業務をつかさどる。会計は会員の互選によって選出する。会計監査は役員以外の会員の中から役員会の推薦により会頭が指名する。

第12条(任期)

役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条(役員会)

役員をもって役員会を構成し、会頭の召集によって開催する。テレビ会議あるいはリアル会議の方法をとる。

第14条(制限検討委員会)

TEACCH®プログラムの設置する「制限」の日本文化への翻訳を審議するため、制限検討委員会を置く。制限検討委員会は、役員会がこれを兼ねることができる。

第15条(会費)

正会員 入会金 5,000 円、年会費 8,000 円

賛助会員 入会金 5,000 円、年会費 4,000 円

賛助会員が正会員になる場合は、入会金は免除する。

第16条(運営費)

本会の運営は、会費および事業収入、あるいは寄付金によってまかなわれる。

第17条(総会)

本会は、年次総会を開く。

1. 総会は、本会の正会員により構成し、本会の最高議決機関とする。
2. 総会は、本規約の定める事項、および総会が必要と認めた事項につき、議決する。
3. 会頭は毎年1回総会を召集しなければならない。会頭が必要と認める時、または会員の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。
4. 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成による。

第18条(ウェブサイト運営)

TEACCH®公認専門職はTEACCH®アプローチを正しく伝えていく責務を全うするという目的のため、国内会員の情報(位置、連絡方法)を広く公開するためのウェブサイトを運営する。その業務は、会頭と事務局が担当し、専門家を常時雇用(契約)する。

第19条(事業年度)

本会の事業年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第20条(規定の改正)

本会の規定を改正する場合には、TEACCH®自閉症プログラムの規則の変更に応じ、ある

いは、会員からの求めに応じ、役員会の審議を経た後、総会出席者の半数以上の承認を受けることとする。賛否同数の場合は、会頭がそれを決する。

附則 本規定は 2014 年 2 月 1 日から発効する。

2015 年 3 月 15 日より改定する。

2017 年 3 月 23 日より改定する。

2018 年 5 月 25 日より改定する。

2021 年 5 月 1 日より改訂する。